

# 知的財産権ライセンス収支から見える課題

南 孝一 氏 特許庁総務部技術調査課長

特許庁は、知的財産権の取引に関して新たな統計をとるため、知的財産活動統計調査を実施、今年3月に数値を発表している。その分析からどのようなことが分かるのか、特許庁総務部技術調査課長・南孝一氏にうかがう。

## 新たな統計の必要性

特許庁では昨年7月、政府が決定した知的財産戦略大綱<sup>1</sup>に基づき、知的財産活動について調査を実施、今年3月27日にその結果を発表されました。本日は、その結果をもとに、国境を超えた知的財産権の取引の現状についてうかがってまいりたいと思います。

**南** これまでわが国には知的財産権に関する国際収支の統計として主なものが二つありました。日銀統計の特許等使用料と総務省統計の国際技術交流ですが、その二つの結果が異なっているのです。2000年の統計にしても、日銀統計では77億ドルの赤字ですが、総務省統計では57億ドルの黒字になっています。このように差異が生じているのは、それぞれの調査項目が異なるためです（右頁・表参照）。具体的には、日銀統計は工業所有権4法<sup>2</sup>の権利をすべて合算しているため、項目ごとに細かい分析ができないことに加えて、その中に鉱業権という権利が合算されているのです。

他の知的財産権とはかなり性格

を異にする権利ですね。

**南** 海外で鉱物を採掘するために支払ったロイヤルティーですから、知的財産権を見る上では不要な数値なのですが、他の数値と合算されているため、それだけ分離することができません。総務省統計にしても、商標権が抜け落ちているなどといったもろもろの問題がありました。

日銀と総務省の統計が、知的財産権に特化したものではないことから生じる問題ですね。

**南** われわれは、知的財産権の取引に関する現状を知りたいのですが、両調査ともより広範な経済活動をとらえることが目的であり、企業に調査の協力を求める際、その負担を考えれば、知的財産権についてのみ細かく回答してもらうことが難しいということがあると思います。そこで今回、実態に則した知的財産の国家戦略を策定する上で、その基礎データとすべく、知的財産活動統計調査<sup>3</sup>を実

施したわけです。

具体的な調査方法は？

**南** 2000年に特許庁に特許、実用新案、意匠、商標のいずれかを一定件数出願した法人、個人、公的機関、大学などを対象とするアンケート調査で、送付対象は1万6,093件、有効回答率は41.1%でした。知的財産権の現状を各権利ごとに把握するため、合算せず、それぞれの権利ごとに数値を見ることができるようになりました。この調査によって、知的財



1 知的財産戦略大綱：2002年7月3日決定。2005年度までを目途に、政府が知的財産に関わる制度等の改革について集中的・計画的に取り組むことが提言されている。

2 工業所有権4法：特許法、実用新案法、意匠法、商標法。

産権の動向をかなり詳細に把握することができるようになりました。

## グループ内とグループ外

調査からどのようなことが明らかになりましたか？

**南** 今回の調査の特色のひとつは、外国とのライセンス収支について、グループ子会社との取引とそれ以外の取引を分けて統計をとったことです。知的財産権ライセンス収支(以下、ライセンス収支)全体では、収入が約4,114億円、支出が約3,941億円と若干の黒字となりましたが、グループ外企業との取引に言え、約1,195億円とかなりの赤字になっています。グループ内企業との取引が黒字であるということは、日本企業の海外進出が進み、その海外子会社から親会社に対して莫大なライセンス料(特許使用料)が支払われているという状況を示したものと考えられます。

われわれは、今回の調査をもとに、日本企業の海外進出が今後とも進み、それに伴ってライセンス収支の黒字幅は拡大していくと予測しています。ただ、ライセンス収支全体で黒字が増えればよいとするのではなく、その内訳に着目すべきです。海外の子会社からのライセンス収入が増えることは、個々の企業にとっては望ましいことです。しかし、国全体のことを考えれば、グループ内企業からの収入のみが増えるという現象は、外貨を稼ぐという面ではよいことですが、その反面、国内における産業の空洞化を表すわけで、そう考えると、喜んでばかりはいられないということになります。

国家戦略としては、グループ外企業とのライセンス収支の黒字化が求められるということですね。

**南** 日本企業には、外国企業に売れるような技術開発をしていただきたいとい

表 知的財産取引に関する既存統計との相違

統計名		知的財産活動統計調査	日銀統計「国際収支統計」のサービス収支中の特許等使用料	総務省統計「科学技術研究調査報告」の国際技術交流の有無	経済産業省統計「企業活動基本調査」の技術の所有及び取引状況
目的		我が国知的財産戦略の基礎資料	マクロの国際収支統計の把握	科学技術振興の基礎資料	企業の多角化等企業行動の把握
問題点			・知的財産権別に分離できない ・鉱業権が分離できない	・知的財産別に分離できない ・商標権が含まれない ・プラント輸出が分離できない ・金融保険業などが対象外 ・標本調査のため全体規模は不明	・商標権が含まれない ・対象企業が限定的
調査対象	企業	特許・実用新案、意匠、商標の出願企業等	1件5百万円超の国際送金を行ったすべての居住者が外為法に基づいて提出する「支払等報告書」の記載金額を集計したもの。	資本金1千万円以上の会社等(資本金10億円以上は全数、それ以下は標本抽出)及び研究機関、大学等を対象	鉱業、製造業、卸売、小売業、飲食店に属する企業のうち、従業員50人以上、かつ資本金または出資金3千万円以上の会社
		農業			
		林業			
		漁業			
		鉱業			
		建設業			
		製造業			
		電気・ガス・熱供給・水道業			
		運輸・通信業			
		卸売・小売業、飲食店			
対象となる取引	金融・保険業				
	不動産業				
	サービス業			(放送業、ソフトウェア業のみ)	
	研究機関				
	大学等				
	特許権				
調査の根拠となる法規等	実用新案法				
	意匠法			(服飾デザイン関係を除く)	
	商標法				
	著作権				
	プラント輸出に係る技術輸出				
	鉱業権				
	統計法に基づく承認統計		外国為替及び外国貿易法の規定に基づき、日本銀行が財務大臣の委任を受け、IMFが定めた「国際収支マニュアル第5版」に準拠して作成した統計	統計法に基づく指定統計	統計法に基づく指定統計

対象となる取引：「」は個別に抽出できる値、「」は個別抽出はできず、すべての対象を合算した値のみ

出所：特許庁作成資料

うことです。それが、技術創造立国、知財立国であり、グループ外企業とのライセンス収支は、その戦略の達成度を計る目安となるのです。

特許、実用新案、意匠、商標という産業財産権「別の収支からはどのようなことが見えてくるでしょうか？

**南** まず、黒字になった権利ですが、特許権が351億円の黒字です。実用新案権もわずかではあるものの黒字ですが、これについてはそもそも海外で実用新案権制度を持っている国が少ないという事情があります。さらに意匠権も9億円の黒字でした。

一方、商標権はトータルで196億円の赤字となっており、グループ内外別に見てもともに赤字です。これについてきちんとした分析はまだ終わっていませんが、とりわけサービス業の赤字が大きく、製

造業はそれほど大きな赤字ではないことから、外資系の外食産業やエンターテイメント産業などのサービス産業が日本で大規模に展開しており、巨額の商標権使用料を本国に送っていることの表れであると思われます。

サービス産業における海外ブランドの強さの証明ですね。

**南** 逆に言えば、商標権を黒字化するには、日本のサービス産業が外資系企業に打ち勝つとか、そのように国際的に展開する企業がたくさん誕生しなければ難しいことになります。

日本の産業では、サービス化の遅れとともに、ソフトの分野の弱さが指摘されるところですが、それについてはどのような結果になりましたか？

**南** 今回、著作権についても調査をしています。冒頭に説明した通り、特許庁に

3 知的財産活動統計調査：知的財産戦略大綱に基づき、知的財産政策評価の指標とすべく、企業などの知的財産活動の現状を網羅したもの。

4 産業財産権：特許権、実用新案権、意匠権および商標権の総称。



対して何らかの出願をした企業等が調査対象なので、必ずしも著作権取引を全て把握した訳ではありませんが、結果は著作権のライセンス収支はマイナスです。著作権についてはソフトウェアとそれ以外に分けて調査をしましたが、特にソフトウェアの赤字が174億円と巨額で、コンピュータのソフトウェアに関するロイヤルティーの支払いがかなりの部分を占めます。商標権、著作権とも赤字で、日本のソフトの分野の弱さが如実に現れた結果と言えます。

業種別のライセンス収支で目立つことは？

**南** 黒字が大きい業種には、医薬品の577億円、食品の408億円など、化学系産業が健闘しています。逆に赤字では、電気機械器具の690億円、映画館や遊園地などのその他サービスの320億円が目立ちました。

## 対欧米の赤字と 対アジアの黒字

相手別の収支はどのような状況でしょうか？

**南** アメリカに対しては648億円の赤字、ヨーロッパに対しては93億円の赤字になる一方、対アジアは877億円の黒字でした。対欧米で出た赤字を対アジアの黒字でカバーするかたちで、収支全体としてはやや黒字という結果です。欧米、アジアに比べて、南米やアフリカなどその他の地域との取引額はかなりスケールが小さくなっています。

特に大きく持ち出しになっている対アメリカについては、同国のプロパテント政策<sup>5</sup>の影響があるのでしょうか？

**南** 日銀統計で各国のトレンドを見ますと、アメリカの黒字は大きく伸びています。技術貿易収支も多額の黒字を続けており、とりわけ1990年代に入って、日本

との差が拡大しています。これは推測の域を出ませんが、アメリカ企業の多国籍化に伴って、企業グループ内でのロイヤルティーの移動が拡大している結果と見えています。つまり、政府のプロパテント政策の効果もさることながら、個々のアメリカ企業が知的財産権を重要な収益源と見なし、戦略的に活用していることの表れと言えるでしょう。

今回の調査で、知的財産権侵害の状況についても調査されていますが、特にアジアにおける知的財産権侵害の被害が指摘されるところです。その額は正確に把握できないにせよ、日本の黒字をかなり減らす要因になっているはずで

**南** かつての知的財産権の侵害は、比較的技術的レベルの低いもの、例えば、日本製品のパッケージに似せるといった商標権や意匠権についてのものが中心でしたが、今やアジア諸国の技術力の向上に伴って、特許権を侵害した日本製の工業製品などの精巧な模倣品が多く出回るようになってきました。

WTOの加盟もあり、中国政府も真剣に取り組んでいるのでは？

**南** 日本政府からも中国政府に働きかけ、日本の特許庁にあたる中国の国家知識産権局や国家行政工商管理総局にも前向きに取り組んでいただいています。ただ、あれだけ大きな国ですから、知的財産権の遵守が地方の隅々まで徹底しにくく、また模倣グループのやり口もより巧妙になってきていて、なかなか尻尾をつかめないこともあるようです。

長期的なトレンドとしては、そういう点も改善され、それが日本の収支の黒字化に貢献していくとお考えですか？

**南** そう期待したいと思います。ただし今後、アジア各国は技術力をさらに向上させ、侵害品ではなく、日本と同水準の製品をつくるようになってくるでしょう。コ

スト競争では日本は間違いなく負けるわけで、日本としてはアジア各国に負けないうスピードで創造的な技術開発をすることで、より付加価値の高い知的財産権を生み出し続ける必要があると言えます。

## 知的財産戦略を支える人材

そこで企業と大学の連携など、知的財産に関する国家戦略が重要になってくるということですね。

**南** かつては企業が自前の中央研究所を持ち、10年先、20年先を見据えて基礎的な研究に資金を投入していました。しかし、経済のグローバル化に伴う国際的な競争の激化の中、企業経営が投資家を意識して短期的に利益を上げることにより力点が置かれるようになり、長期にわたって基礎的な技術開発に取り組むことが難しくなりました。そこで企業が頼り始めたのが、大学などの研究機関です。産学連携を強化することによって、大学等で生まれた基礎的な研究の成果から事業のシーズを見付け、それらを知的財産権としてきちんと保護し、産業化していく。そういうサイクルをつくっていかうということですね。

アメリカではTLOを支えるAUTM<sup>6</sup>という組織があり、技術移転に携わる人材を育成しています。また、民間のコンサルタントや大手会計事務所が、研究成果を事業化するつなぎ役をしており、休眠特許を掘り起こしているようです。

**南** 日本におけるTLOはまだ30を少し超えるくらいですが、今後、産学連携が進んでいくと思います。特許庁から独立した独立行政法人工業所有権総合情報館<sup>7</sup>に、特許流通アドバイザーという制度があり、約100人のアドバイザーが、企業で眠っている特許を、事業化が技術がないという企業を見つけてマッチングする事業を行っています。

5 プロパテント政策：特許権をはじめとする知的財産権全般の保護強化を重視する政策。

6 AUTM[ Association of University Technology Managers ]：大学技術管理者協会の略称で、会員2,800名の産学連携・技術移転のための世界最大の協会。

政府はプロパテント政策を進め、欧米に遜色ない知的財産保護の取り組みをしていると思います。その成果に期待したいと思いますが、民間の動きがまだ鈍いようです。特に制度を活用する人的インフラが必要と思われます。

**南** われわれは今回の調査をもとに、今後、特許、意匠に関して特にアジアへの出願件数が増加するものと見ています。また、国際特許出願(PCT:Patent Cooperation Treaty)についても、急激に増加する見込みであると分析しましたが、そのためには海外出願に関する人材の育成が求められます。弁理士や弁護士だけでなく、例えば、翻訳者もあります。日本語の出願書類を外国語に翻訳しなくてはなりません。英語なら社内でチェックも利くでしょうが、他の言語となると外注頼みで社内チェックが難しいというのが現状です。中国への出願でも、誤訳による失敗がかなりあるようです。権利を取得したつもりで、それを他人任せにしておいて、いざ権利行使しようとしたら、出願書類にとんでもない誤訳があり、権利として使えないというようなケースです。

個々の専門職のスキルの向上が求められるということですね。

**南** 弁理士にしても、単に出願の代理をするだけではなく、企業に対して知的財産戦略をアドバイスするといった高付加価値のサービスが求められるようになっていきます。それがなければ、せっかく特許出願をしても、使えない特許になってしまうことがあります。同業他社を効果的に抑えられる明細書づくりから始めて、権利をどうやって確保するか。あるいは、その企業が持つ知的財産を適切に評価し、事業の可能性を分析し、適切なアドバイスするパテントフォーリオの作成もあります。大企業であれば、何とかそういう人材をそろえることもできるでしょうが、

資金調達の面からも、特にベンチャーや中小企業に対して、そういうサービスを提供する専門家が大幅に不足しています。

企業がせっかくよいアイデアを持ちながら、それを宝の持ち腐れにしていることも少なくないのでは？

**南** そう思います。大企業にしても、中国に進出しようとしたら、中国で出願するのを忘れていたことに気が付いた、といったケースが少なからずあるようです。ましてや中小企業ですと、知的財産権の保護と活用について細かい気配りをするのはいっそう難しいでしょう。しかし国際化の時代を迎え、大企業に限らず、中小企業にしても、海外を視野に入れた事業展開が求められています。また、特許権は出願から最長で20年経過するまで存続することもあり、10年先を見据えて国際的な特許戦略を立てることが必要な時代を迎えているのです。

今国会に、特許出願料と特許料は引き下げ、審査請求料を引き上げる特許法等改正案が提出され成立しました。日本企業は特許出願に熱心で、ここ数年、年間40万件以上と、数はアメリカに勝る勢いであるものの、中身は基本特許が少なく、枝葉末節的な内容のものが多いため、それが特許庁の過度の負担になっている、という指摘があります。

**南** それについて特許庁内部でも議論していますが、出願が多いことは企業活動が盛んであることの証左であり、決して悪いことではありません。よいものをどんどん申請していただくことは大歓迎ですし、それを迅速に、しっかり審査していくのが、われわれの責務と心得ています。ただ、出願された後、審査してもらいたいと審査請求され、審査官がその出願以前に類似した技術を発見し出願人に対して反論を求めるものの内、約4分の1は何等応答もなくあきらめてしまうので

す。今回の料金改定は、審査請求料の値上げに併せて特許料の大幅な値下げを行い、特許になるものを審査請求するインセンティブが働くようにしたものです。また、そもそも、なぜこれほどまでに出願件数が多いのか考えてみますと、どうやら日本の産業構造そのものに原因があるのではないかとこのところに行き着きます。同じ製品をつくるメーカーがたくさんあり、狭い国の中で互いに争っている。同業他社に遅れてはならじと、ちょっとした改良についてもすべて出願する。それが根本的な原因ではないかと。

かつては、国内の過当競争が結果として国際競争力につながったかもしれませんが、今や企業戦略の見直しが迫られているということなのではないでしょうか。

**南** そういう意味では、やはりアメリカ企業は「選択と集中」が進んでいます。アメリカの多国籍企業は世界を視野に入れて戦略を組み、グローバルに事業展開をしており、それが国際収支にも表れています。一方、日本は未だに狭い島国の中、内輪で喧嘩をしている面があり、シェア争いのため薄利多売を行い、それによってむしろ企業は疲弊してしまい、国際競争に負けてしまうことにつながっているのではないのでしょうか。そうではなく、個々の企業が長期的な視野をもって世界戦略を進めていくこと。同時に、技術開発を進め、グループ外企業とのライセンス収支を改善していくこと。今回の調査結果は、そのことを示唆していると思います。

特許庁総務部技術調査課長

**南 孝一(みなみ こういち)**

1954年生まれ。1977年特許庁入庁。2002年2月より現職。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)



7 独立行政法人工業所有権総合情報館：工業所有権公報等の情報提供および工業所有権に関する相談等による出願人支援、審査審判用図書等の提供を通じた審査審判協力、開放特許活用等の特許流通促進事業を推進。